

県立学校校舎（及び寄宿舍）電力供給 質問一覧

令和6年8月6日更新

番号	質問内容	回答日	回答
1	<p>当入札は、8月2日（金）入札公告日で実質8月6日までに持参または書留郵便（8月9日提出期限）となっており、時間的にかなり厳しいと感じております（全校の書類準備及び入札参加の社内承認）。通常の一般競争入札では2週間程度期間を空けると思いますが、今回何故このようなひっ迫した期間を設定したのでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">※全校共通質問</p>	8月6日	<p>本件入札の実施日は、供給期間開始に向けて供給事業者切り替えのスイッチング期間を考慮し設定しており、公告掲載から入札実施日までの期間は沖縄県財務規則に基づく掲載期間を確保したものととなっております。</p> <p>なお、県立学校の夏季閉庁期間（8/7～8/9）が重なっていることにより、期間中の参加資格申請の持参提出が不可となり事業者の実質準備期間が短くなることについては、次回以降の期間設定の検討事項とします。</p>
2	<p>仕様書4、その他（4）（5）および契約書案第8条（3）に明記されている「当該地域を管轄する旧一般電気事業者」とは、沖縄電力株式会社を指しているのでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">※全校共通質問</p>	8月6日	<p>ご認識のとおりです。</p>
3	<p>弊社が落札した場合、一般のお客さまと同様に弊社約款（経済産業省届出）に基づき、弊社契約様式で締結することは可能でしょうか。他校では、弊社約款に基づいた弊社契約様式で締結した実績がございます。</p> <p style="text-align: center;">※全校共通質問</p>	8月6日	<p>本件入札は経産省認可を要する規制料金ではなく、自由料金での契約となることから、沖縄県財務規則に定められた物品売買契約書に基づく契約書案を使用することとしております。</p>
4	<p>3の弊社約款をベースとした契約締結が不可で、お客さま提示の「電力需給契約書案」にて行う場合、弊社約款との整合性を勘案し、協議・一部修正の上で別途決定することは可能でしょうか。</p> <p>※弊社は供給義務のある沖縄管内の旧一般電気事業者であり、一般のお客さまと公平性を優先する立場から、極力約款に基づいた契約を締結したい。</p> <p style="text-align: center;">※全校共通質問</p>	8月6日	<p>原則として、仕様書及び契約書案記載事項については記載のとおりとし、記載されていない細則等については、契約日における沖縄県内の旧一般電気事業者の電気供給約款によることとしております。</p> <p>記載事項であっても料金の支払期日等、協議により落札事業者の都合に応じられる場合もあります。</p>

県立学校校舎（及び寄宿舍）電力供給 質問一覧

令和6年8月6日更新

番号	質問内容	回答日	回答
5	<p>契約書案第6条2項「契約超過金の支払いが適当であると認められたときは・・・」と記載されているが、どのような状況だと適当でないと想定されているのでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">※全校共通質問</p>	8月6日	<p>契約書案第6条2項は、契約電力が500kW以上の施設において契約電力を超えて電気を使用した場合の契約超過金の取扱いを定めております。対象施設の多くは最大需要電力を一定値内に抑えるようデマンド装置による監視を行っており、契約書案第6条に示された契約電力500kW以上の施設についても、協議によらない契約電力超過はないものと想定していますが、万が一協議によらず契約電力を超過した場合、その取扱いは旧一般電気事業者の電気供給約款によることとします。</p>
6	<p>契約書案第19条に「外部要因等により、本契約締結時の想定を上回るコスト上昇・・・」と記載されているが、どのような外部要因を想定されているのでしょうか。 例えば、国の制度及びその見直しにより、送発電コストが上昇した場合、外部要因ととらえてよろしいのでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">※全校共通質問</p>	8月6日	<p>契約締結時に想定することのできなかった、または想定を上回る外部要因の発生等により、企業努力の及ばないコスト上昇が生じた場合は、契約単価の変更について協議を行うこととしております。契約期間中の国の制度新設や見直し等によるコスト上昇も、当該条項に該当するものと考えます。</p>
7	<p>【入札保証金】 ・保証金免除免除の申し入れにあたり、2以上の契約の履行実績を証する契約書の写しについて、お客さまの機微な情報（お客さま番号、金額等）は黒塗りとしてもよろしいのでしょうか。</p>	8月6日	<p>契約先の配慮を要する情報については伏せていただき問題ありません。契約先・契約内容・契約期間に加えて、同種同規模の契約実績があることを確認したいため、業務用（高圧以上）の供給であることが確認できる状態としてください。</p>
8	<p>【契約書案】 契約電力の変更 ・第6条2項「契約超過金の支払いについて甲乙協議を行い」とあるが、旧一般電気事業者の定める電気供給条件による取り扱いとすることは可能か。</p> <p>特定小売供給約款 Ⅴ 使用および供給 37 契約超過金（1）</p>	8月6日	<p>対象施設の多くは最大需要電力を一定値内に抑えるようデマンド装置による監視を行っており、電力供給契約書（案）第6条に示された契約電力500kW以上の施設についても、協議によらない契約電力超過はないものと想定しています。万が一協議によらず契約電力を超過した場合、その取扱いは旧一般電気事業者の電気供給約款によることとします。</p>

県立学校校舎（及び寄宿舍）電力供給 質問一覧

令和6年8月6日更新

番号	質問内容	回答日	回答
9	<p>【契約書案】 検針及び検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7条「甲の指定する検査を受けるものとする」とあるが、検針業務は旧一般電気事業者（送配電部門）が行うため、小売電気事業者はどのように対応すればよいか。 ・第2項「通知の方法」はWEBによる通知は可能でしょうか。（弊社はお客さまが検針票の書面発行を希望される場合、発行手数料をいただいております。） 	8月6日	<p style="text-align: center;">回答</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小売事業者は、旧一般電気事業者（送配電部門）による検針結果を発注者である県立学校に対して通知するもとしております。検針結果や使用電力量等に対して県立学校で疑義が生じた場合、小売事業者は旧一般電気事業者（送配電部門）に対して確認等を行うこととしております。 ・協議の結果、WEBによる通知としても問題ないものと考えます。
10	<p>【契約書案】 料金の支払い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第9条「甲は乙から適法な支払請求書を受領」とあるが、請求書はWEBによる通知も可能でしょうか。（弊社はお客さまが請求書の書面発行を希望される場合、発行手数料をいただいております。） ・口座振替によるお支払いも可能でしょうか。（弊社は基本的に口座振替をお願いしており、口座振込の場合は振り込み手数料をご負担いただくこととなります。） 	8月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・書面での請求書発行、送付を本件契約の仕様としておりますので、そちらを踏まえて入札書の提出をお願いします。 ・仕様書別紙2のとおり、口座振替、口座振込のいずれも対応可能としております。なお、振込での料金支払いとなる場合、受注者が振込手数料を負担することはありません。
11	<p>【入札説明書】 6入札参加申込み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（3）提出期限8月9日（金）となるが、書留郵便にて郵送した場合、8月7日から8月9日の閉庁日も受け取りは可能でしょうか。 	8月6日	<p>閉庁期間中の郵便物受領の取り扱いは各学校で異なりますが、郵便局留め等に対応する場合にも、本来の到着日を確認して期限内に到着した書類は受理します。</p>